

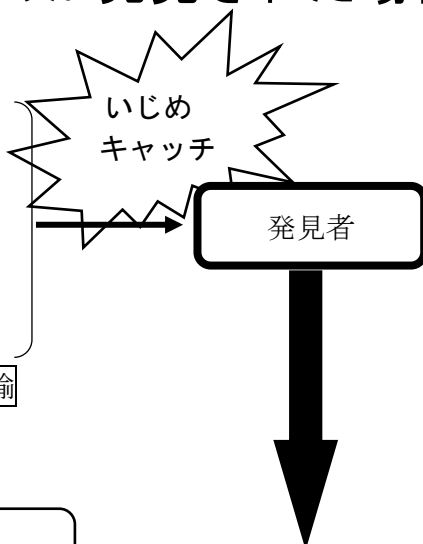
【いじめが発見された場合の行動計画】

松江市立恵曇小学校

1. いじめ情報のキャッチ

- ・本人の訴え
- ・サインの発見
- ・他の子どもからの情報
- ・「いじめ発見ポイント 25」より
- ・アンケート Q-U、心のアンケートより
- ・保護者からの報告

相談窓口：教頭、養護教諭



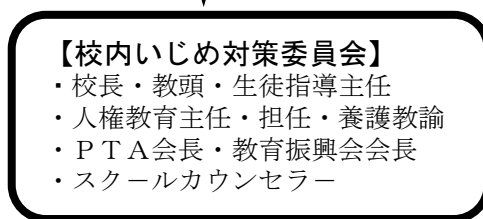
《対応への心構え》

- 担任一人で抱えこまない。
(報告・連絡・相談)
- いじめられている子どもの立場に立った親身な対応をする。
- 子どもと保護者に「全力で守る」という決意とメッセージを伝える。
- 訴えや申し出があったその日に行動する。
- 学校の問題として捉え組織を挙げて対応する。

2. 報告・・・素早く

3. 事実関係の確認

- 被害の態様
(暴力・ことば・インターネット等)
- 被害の状況 (時・場所・人数等)
- 集団の構造 (被害・加害・傍観)
- いじめの動機・背景
- ☆個別に聴き取り
- ☆関係教職員との情報共有
⇒正確な情報把握



市教委

関係機関(学校運営協議会等)
との連携

チームでの状況確認と対応方針の確認

事実関係把握と対応方針の確認

対応基本方針の決定

4. 指導体制・方針の決定

- ☆いじめられた子ども、いじめを知らせた子どもを守り通す
- 全教職員による共通理解
- 役割分担の明確化
- 市教委等関係諸機関との連携

《迅速な対応》

《組織的な対応》

5. チームによる指導・支援

- 生徒指導主任を中心とした支援体制の構築→学級担任を含めた 3～4 名のいじめ解消チームの編成
- チームを中心とした連携をとりながらの対応
- 記録とこまめな報告
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢で対応
- 保護者に対しては複数で対応

【いじめ解消チームによる指導・支援の展開】

いじめられている子 (被害者)

いじめている子 (加害者)

周りではやしたてている子 (観衆)

見て見ぬふりをしている子 (傍観者)

関係保護者

いじめ解消の判断

緊急保護者会の開催

PTA 役員との連携

家庭地域との連携

警察等関係機関との連携

学校相互間の連携

6. 再発防止への取組

- 十分な観察 ⇒ 継続的な指導
- その後の状況把握(教育相談等)
- スクールカウンセラー等を活用した心のケアの充実
- いじめのない学級づくりの取組

いじめ解消の判断
再発防止への対策

* 重大事態が生じた場合は、【重大事態対応のフロー図】にそって対応する。
その際には、市教育委員会との連携をさらに緊密にとっていくこととする。

重大事態への対応

1 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- ①いじめにより本校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより本校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態対応のフロー図

